

信州の木活用課長
森林づくり推進課長 様
地域振興局林務課長

森林政策課長

現場環境改善費の運用方法の一部改定について（通知）

このことについて、令和 7 年 9 月 5 日付け 7 林整整第 401 号林野庁森林整備部整備課長・治山課長通知に基づき、現場環境改善費に関する運用方法を下記朱書部分のとおり一部改定しましたので、適切な業務執行にご留意ください。

なお、本通知をもって、令和 7 年 3 月 26 日付け 6 森政第 562 号森林政策課長通知は廃止します。

また、市町村には別途送付済みです。

記

1 対象工事及び積算方法

- (1) 設計金額が 1,000 万円以上となる屋外工事※¹については、原則、当初設計から現場環境改善費を計上する。

なお、現場環境改善費の実施内容で長野県産材を使用する場合は、(2) ウからキのとおりとする。

※1 公共土木施設災害復旧事業により実施する工事及び森林整備は除く。ただし、公共土木施設災害復旧事業により実施する工事のうち、現場環境改善費における熱中症対策・防寒対策費用及び快適トイレの設置費用については対象とすることができる。

また、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

- (2) 現場環境改善費の積算方法は下記のとおりとする。

ア 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とする。

なお、率計上による金額の算出方法は「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 5（3）積算方法」による。

- イ 熱中症対策・防寒対策及び快適トイレの設置、その他特別な内容を実施する場合（実施する内容の費用が巨額となるため現場環境改善費分で行うことが適当でないと判断される場合）は積上げ計上とする。

積上げ計上の方法については、熱中症対策・防寒対策は「令和 7 年 5 月 28 日付け 7 森政第 104 号森林政策課長通知」を適用し、快適トイレの設置は「令和 3 年 1 月 6 日付け 2 森政第 410 号森林政策課長通知」を適用することとする。

なお、この場合においても標準的な現場環境改善を行う費用として、率計上分の費用も別途計上する。

- ウ 現場環境改善（仮設備関係）の実施内容のうち、花壇、椅子は長野県産木材を使用する。

また、その他設備で長野県産木材使用の協議があった場合は、内容を精査のうえ承認する。

- エ 現場環境改善（営繕関係）の実施内容のうち、現場事務所、女性用更衣室、労働宿舍、現場休憩所等（以下、現場事務所等という。）で長野県産木材を使用した場合は、以下により営繕費に計上する。
- （ア）現場事務所等を木造化（構造材に長野県産木材を使用）した場合、受注者から賃料根拠資料を徴収し、現場事務所賃料（コンテナ4坪タイプ、鋼製）を除いた差額を棟数分、営繕費に計上する。
- a 算定式

$$(\text{使用日数分の木造化現場事務所賃料}) - (\text{現場事務所日当たり賃料} \times \text{使用日数})$$
- b 根拠
 ・現場事務所日当たり賃料は森林土木事業設計単価：T9010R コンテナハウス賃料（棟・日）
- （イ）現場事務所等を木質化（長野県産木材を使用した内装、外装〔壁張板、床板の施工等〕）した場合は、受注者から施工根拠資料を徴収し、施工費用のうち材料費、労務費等の直接経費分を営繕費に計上する。
- オ 現場環境改善（安全関係）の実施内容のうち長野県産木材使用の木製工事標識を実施した場合は、以下により木製工事標識枠と工事標識枠の差額を安全費に計上する。
- （ア）購入の場合
- a 算定式

$$\text{木製工事標識枠単価}(1,100\text{mm} \times 1,800\text{mm}) - \text{工事標識枠単価}$$
- b 根拠
 ・工事標識枠〔工事標示板（1,100mm×1,600mm；枠付き；高輝度〔橙〕）〕は刊行物単価（WEB建設物価：「労働保安用品」⇒「安全標識」に掲載）
- （イ）賃料の場合
- a 算定式

$$(\text{使用日数分の木製工事標識枠賃料}) - (\text{工事用立看板基本料} + \text{工事用立看板日当たり賃料} \times \text{補正值} : 2.3 \times \text{使用日数})$$
- b 根拠
 ・工事用立看板（550mm×1,400mm；全面反射式、枠共）の基本料、日当たり賃料は刊行物単価（WEB建設物価：「保安機材賃貸料金」⇒「立看板」に掲載）
 ・刊行物単価（WEB建設物価）の工事用立看板（550mm×1,400mm）の基本料、日当たり賃料を使用するため、面積比による補正を行う。

$$\text{補正值} = (1,100\text{mm} \times 1,600\text{mm}) \div (550\text{mm} \times 1,400\text{mm}) \div 2.3$$
- カ ウからオの長野県産木材使用の確認方法は、受注者に長野県県産間伐材供給センター協議会から発行される長野県産材産地証明書等、又は長野県産木材使用を証する書類（取扱い先の証明書等）を提出させ確認をする。
- キ 地域連携の実施内容について、長野県産木材使用の協議があった場合は、内容を精査のうえ承認をする。
- しかし、実施内容の標準仕様が定義出来ないため、費用は率計上内とし、別途積上げ計上はしない。

2 設計変更

率計上されたものについては、実費精算等の設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額の変動に伴う現場環境改善費率の変更は行う。

なお、当初設計で未計上であった場合も、必要性が認められると判断される場合は、変更設計において計上できるものとする。

また、当初設計で計上されていた場合も、受発注者協議により、内容の実施が不要と判断された場合などについては、費用の全額を減額できるものとする。

3 事業課協議

率計上のほかに別途積上げ計上する場合において、積上げ計上分の実施内容が高額又は特殊な場合は、必要に応じて事業課と協議を行うものとする。

ただし、1（2）エ、オについては協議を不要とする。

4 率計上時の実施内容について

(1) 率計上時の実施内容は、別紙「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

(2) 実施内容の決定方法は下記のとおりとする。

ア 別紙「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）から合計5つの内容を選択する。

また、選択にあたっては、地域の状況や工事内容等により、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

イ アで選択した実施内容について、実際に現場で実施する内容を別添「現場環境改善費事例集（長野県建設部）」を参考に記載する。

なお、現場で実施する内容は複数記載してもよい。

5 実施内容の確認等

(1) 実施内容の確認は、監督員の立ち会い確認、又は工事完了時に受注者からの実施状況写真の提出により行うものとする。

(2) 現場環境改善費は共通仮設費の率計上分の一部として位置づけられていることから、計上金額に対する実支払額との比較は不要とする。

6 適用年月日

令和7年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、工事実施期間が令和7年6月1日以降に設定されているものについては、契約変更時に改定内容に基づき変更できるものとする。

（問合せ先）

担 当：指導担当 百瀬、塚原

電 話：026-235-7265（直通）

F A X：026-234-0330

防災電話：8-231-3227

E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp